

## 年末年始の業務について

### 年末年始は自動交付機・証明書の コンビニ交付を停止します

#### 【停止期間】

12月29日(土)から1月3日(木)まで終日停止

住民票・印鑑登録証明書・税証明書等各種証明書が必要な方は、事前にご利用ください。なお、1月4日(金)からは、通常どおりご利用いただけます。ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ▶ 問い合わせ先＝

住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

### 上下水道年末年始指定工事店当番表

年月日	指定工事店	電話
平成30年 12月29日(土)	(株)明和設備工業	☎(56)2239
	(株)東部興業	☎(56)2506
平成30年 12月30日(日)	(有)上野住設	☎(56)4252
	(有)仁平組	☎(56)3189
	(有)野沢建設工業	☎(56)3461
平成30年 12月31日(月)	(有)栃木屋	☎(56)2117
	(株)津野田土木	☎(53)6451
平成31年 1月1日(火)	(株)柳田商会	☎(56)2162
	(株)星野組	☎(56)3492
平成31年 1月2日(水)	(有)太陽建設	☎(56)6873
	(株)カクタ技建	☎(53)0699
平成31年 1月3日(木)	(有)野沢住設工業	☎(56)0923
	(株)高田組	☎(56)3395
	(株)神吉工業	☎(53)2337

#### ▶ 問い合わせ先＝上下水道課

上水道工務係 ☎(56)9169

上水道業務係 ☎(56)9168

下水道工務係 ☎(56)9144

下水道業務係 ☎(56)9167

### クリーンパーク茂原からの お知らせ

年末になると、クリーンパーク茂原へのごみの持ち込みが集中し、混雑が予想されます。

ごみの収集は12月31日(月)まで行いますので、出せるごみはごみステーションへ出したり、前もって持ち込みするなどし、年末の混雑緩和にご協力ください。

▶ 休業日＝12月30日(日)および1月1日(火)から1月3日(木)

▶ 受付時間＝午前8時30分～正午  
午後1時～4時30分

#### ▶ 問い合わせ先＝

クリーンパーク茂原

☎028(654)0018

住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

### 年末年始の ごみ収集等のお知らせ

年末年始は、特にごみの量が増えるため、収集時間が遅くなることがあります。

また、年末のクリーンパーク茂原への持ち込み量が増えるため、大掃除はお早めをお願いします。

#### ▶ ごみ収集及びし尿くみとりの休日＝

##### ● ごみの収集

1月1日(火)から1月3日(木)まで休み

##### ● し尿のくみ取り

栃南産業(株)

12月29日(土)から1月3日(木)まで休み

(有)マルフジ

12月29日(土)から1月6日(日)まで休み

#### ▶ 問い合わせ先＝

ごみ 住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

し尿 栃南産業(株)

☎(53)5557

(有)マルフジ

☎(56)6544

## 年末年始における救急診療について

年末年始の急な病気やけがは「夜間休日急患診療所」(詳細はP12)、または下表の在宅当番医をご利用ください。また、事前にかかりつけ医の休診日を確認し、体調がすぐれない場合は早めに受診するなどの準備を心がけてください。

### 年末年始の在宅当番医一覧

	12月29日(土)	12月30日(日)	12月31日(月)	1月1日(火)	1月2日(水)	1月3日(木)
小金井中央病院 下野市小金井2-4-3 ☎0285(44)7000	●				●	
石橋総合病院 下野市下古山1-15-4 ☎0285(53)1134		●				○
医療機関名 小山整形外科内科 小山市雨ヶ谷753 ☎0285(31)1331	●		●			
杉村病院 小山市城山町2-7-18 ☎0285(25)5533		●		●		
光南病院 小山市乙女795 ☎0285(45)7711			●		●	
野木病院 野木町友沼5320-2 ☎0280(57)1011				●		○

●印=午後5時～翌日午後5時まで診察 ○印=午後5時～翌日午前9時まで診察  
 ※各医療機関には、必ず事前に電話で確認してから受診してください。

▶問い合わせ先=健康課 成人健康係 ☎(56)9133

### 国民年金保険料の一部免除をうけたときは 残りの保険料の納付を忘れずに

#### ●保険料の一部免除とは

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。免除額には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4種類があります。このうち全額免除以外は免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除されていない保険料は納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されていても、「保険料未納期間」となってしまうので、注意が必要です。

【4分の3免除】毎月の保険料の4分の3が免除。

平成30年度の場合は、月額12,250円が免除され、残りの4,090円は納付しなければなりません。

【半額免除】毎月の保険料の半額が免除。

平成30年度の場合は、月額8,170円が免除され、残りの8,170円は納付しなければなりません。

【4分の1免除】毎月の保険料の4分の1が免除。

平成30年度の場合は、月額4,080円が免除され、残りの12,290円は納付しなければなりません。

#### ●保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。

そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、同様ですのでご注意ください。

※平成27年10月から実施されていた保険料の納付期間を5年に延長する特例措置、「5年後納制度」は、平成30年9月30日をもって終了しています。

#### ▼問い合わせ先

宇都宮西年金事務所  
 保険課 国保年金係  
 ☎0280(622)4281  
 ☎(56)9134